



令和2年9月2日

建設業労働災害防止協会 神奈川支部
支部長 黒田 憲一 殿

神奈川労働局労働基準部健康課長

令和2年度全国労働衛生週間等の周知について

日頃から労働衛生行政の推進に格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。
全国労働衛生週間は、国民の労働衛生意識の高揚を図るとともに、事業場における自主的な労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保、職場の健康づくりの取組の周知・啓発に大きな役割を果たしてきました。

本年も10月1日から10月7日までを本週間、9月1日から9月30日までを準備期間として、

『みなおして 職場の環境 からだの健康』

をスローガンに、第71回目の全国労働衛生週間が実施されます。

今年は、新型コロナウイルス感染症の影響により毎年9月上旬に開催される地区推進大会がすべて中止となったことから、神奈川労働局では、令和2年度全国労働衛生週間の実施に向けて、「神奈川労働局長メッセージ」を公表し、局ホームページに「全国労働衛生週間」を設けて労働衛生に関する各種情報提供を図り、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎながら、事業者及び労働者の皆様に全国労働衛生週間の取組を広く呼び掛けます。

また、新型コロナウイルス感染症に備えて「新しい生活様式」の導入に伴い在宅勤務やマスクの着用など例年と異なる状況で職場における熱中症予防対策を徹底いただくほか、職場における新型コロナウイルス感染症への感染拡大を予防するために最新の状態を踏まえた留意事項等の周知等を行っています。

つきましては、会員事業場に対して令和2年度全国労働衛生週間の実施をはじめ、労働衛生に関する最新情報の周知等に御協力をお願いいたします。

<別添資料>

- 1 令和2年8月31日報道発表『令和2年全国労働衛生週間の実施について』
【内容：神奈川労働局長メッセージ・全国労働衛生週間サイトの開設など】
- 2 令和2年8月28日基発0828第1号『じん肺法施行規則等の一部を改正する省令』
【産業医等の押印省略リーフレット】
- 3 令和2年8月27日基発0827第1号『情報通信機器を用いた労働安全衛生法第17条、第18条及び第19条の規定に基づく安全委員会等の開催について』